

令和6年3月末で 電子制御装置整備対象作業の経過措置期間が終了

令和2年4月1日より、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となり、施行の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置が設けられていましたが、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了します。

経過措置終了後は電子制御装置整備対象車両の、

- ・ スキャンツールをつないでのエーミング作業など
- ・ カメラ等のセンサーの取り外し、取付位置・角度の変更
- ・ ECUの取り外し、取付位置・角度の変更
- ・ グリル、パンパーの取り外し、取付位置・角度の変更
- ・ 窓ガラスの取り外し、取付位置・角度の変更

などの作業は、電子制御装置整備の認証を受けていないと作業を行うことができません。

また、上記の作業について外注に出す際も、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業者へ委託し、ユーザーには、委託先の事業者が交付した特定整備記録簿の写しを渡す必要があります。

特定整備制度の詳細については、国土交通省 HP 又は最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html





未認証
NG

認証を受けなければ、特定の自動車の

- フロントガラス※
- バンパ、グリル※
- カメラ、レーダー※

脱着

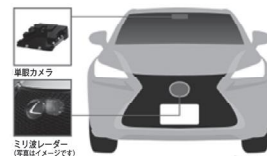
※複眼カメラ等が装着されているものに限る。

が行えません!!!!



複眼カメラ

【スバルHPより】



カメラ・ミリ波レーダー複合型

【レクサスHPより】

その作業、本当にやって大丈夫!?

令和2年4月
から

気をつけて

～ガラス・バンパ等の脱着!～

J 関東運輸局長認証
普通自動車特定整備事業
普通自動車(乗用)
普通自動車(中型)(電子制御装置
整備(自動運行装置を除く)に限る)
普通自動車(小型)(分解整備(走行
装置、操縦装置)に限る)

【事業場標識例】

電子制御装置整備を行う
ためには、認証を取得し、

若草色の標識

を掲示する必要があります。



OK

令和2年4月より、特定整備制度が施行され、経過措置期間を過ぎた後に、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備)を行う場合、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。特定整備事業の認証要件などの詳細は最寄りの運輸支局へお問い合わせください。